

社会福祉法人東金市社会福祉協議会
ボランティアコーディネーター設置要綱

(目的)

第1条 東金市ボランティア・市民活動センター(以下「センター」という。)にボランティアコーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を設置し、センターの機能充実と活動の振興を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 コーディネーターは、センター内に設置し、ボランティア等の中から適任者を若干名選任する。

(身分)

第3条 コーディネーターの身分は、非常勤職員とする。

(職務)

第4条 コーディネーターは、次の活動を行う。

- (1) 相談、登録及び紹介
- (2) 活動状況及びニーズの把握
- (3) 情報及び資料の提供
- (4) 養成及び研修
- (5) 資機材の整備及び貸出
- (6) 関係機関、団体との連絡調整
- (7) その他必要な事業

(守秘義務)

第5条 コーディネーターは、その職務上知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(活動日時)

第6条 コーディネーターの活動日時は、月曜日から金曜日の午後1時から午後5時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(経費)

第7条 次に掲げる経費については、東金市社会福祉協議会の予算の範囲内で負担する。

- (1) 設置に関わる諸費用
- (2) 事務に要する費用
- (3) 研修に要する費用

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。